

学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会（第6回）議事要旨

1. 日時 平成23年6月13日（月） 10:00～12:00

2. 場所 日本学術会議5階 5-A(2)会議室

3. 出欠 （出席7名）

本田委員長、藤田副委員長、吉川幹事、小林委員、濱中委員、森委員、
吉田委員

（参考人1名）

大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会委員長 北原 和夫

（文部科学省3名）

高等教育局高等教育企画課大学設置室長 岡本 任弘

高等教育局高等教育企画課大学設置室長補佐 丸山 浩

高等教育局大学振興課大学改革推進室学務係長 高橋 浩太郎

4. 議事

（1）大学における情報公開について（高橋氏）

①学位と称号について ②学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について

（2）大学設置・学校法人審議会について（岡本氏、丸山氏）

①大学設置審査における学位に付記する専攻分野の名称の取扱いについて

（3）不適切と思われる学位に付記する専攻分野の名称の例（濱中委員）

（4）学位の構造的表記について（森委員）

（5）意見交換

○学科等組織名と学位名称は乖離していても基本的には問題ない。今後情報公開が進む中で、逆に学術コミュニティの方でどう在るべきかについて議論して頂ければ良い。

○組織変更を伴う場合には認可申請書等の中に学位名称についての記載があるので審議会の中で一応妥当性の判断をしている。意見が出た場合には審議会の意見として大学側に伝達しているが、それは基本的にその大学の良識による改善を促すという性格が強く一種の行政指導的なものである。法令上、何をもって学位名称が不適切とするのかの基準が存在しないので、文科省側が不適切な学位名称であると考えたとしても、それをもって不認可とする、あるいは是正措置命令を出すことは難しいと考えている。組織変更を伴わずに学位名称のみを変更した場合は、学位規程の変更の報告がなされるのみであって、設置認可や届出設置といった組織変更の手続きはなされない。学則の中に学位規程が取り込まれている大学では学則の変更届も併せて為されるが、これも設置の際の届出とは違う扱いの手続きとなり問題があったとしても是正措置命令に引っかからない。設置審査の中で学位名称に関与するには上記のような限界があるというのが実際の運用である。

○平成3年以降、学士（専門）の2段階になった。しかし、英語表記では“Bachelor of

- 〇〇 in 〇〇”などのように3段階表記になっていて、細かな専門領域を含めて表すことができる。日本の表記だと括弧の中にディシプリンとして確立しているものから非常にスペースフィックなものまで無数に入るようになってしまい、現在では600以上にもなってしまった。その解決策として、学士（〇〇－〇〇）のように表記するという含めて提言することを考えているが問題ないか。英語表記のように3段階表記をする方が合理性も国際的通用性も高い。
- 専攻分野を記載する括弧の中のルールは特にないので、学術会議の方でガイドラインのようなものを纏めて頂ければ、それを受けて我々としても議論をしていけるものとする。
 - 学位規則では適切な専攻分野の名称を付記するとなっているが、これは必ずしも1つの種類で出さなければならないということではないと考えていいのか。
 - そのとおり。適切な名称であれば、2以上の種類でも構わない。
 - 学際的なカリキュラムにおいて、文学と経済学などディシプリンとして違うような2つの分野を併記しても良いのか、あるいはあたかも2つのディシプリンを修得したかのように見えるような記載をしても問題は無いのか。
 - それ自体が問題だということはない。設置審査では学位名称が適切かどうかよりは人材養成に対してカリキュラム構成が適切かどうかに関心を置いている。加えて担当する教員にその能力があるかということも重視している。学位の名称について、あまりにも目に余るようであれば指摘するが、あくまで助言的にしか言えないのが実情。その助言を受けて、現実には申請者が見直すのが通例ではあるが、見直さないと反論された場合、あまり強くは言えないというのが現実。設置審の親委員会での審査でも同様な懸念は出てきているが、規制緩和の流れの中で文科省が規制する方向に戻すことは難しく、学術会議等で議論されている結果を待つということしかできないというのが現状である。
 - 既に発行済みの学位を変えさせることはできず、規制を厳しくすることはできない。とはいえ社会的に受け止められるものは精々学位名称と成績証明書であり、学位にはどういうカリキュラムを履修してそのコアになる部分が何かについて正確に表している名称を付記すべき。
 - 学位名称は大学の自主性に委ねられていて、文科省はそれに関与できないのだと理解した。そうであるなら学術会議としてある一定の方向性についてガイドラインのようなものを発出することには意味があると思う。
 - 例えば学位記の本文に細かい分野を書くことは可能なのか、あるいはディプロマサブリメントのようなものを作成すべきなのか。
 - 学位記の文章自体について決まりがあるわけではない。その内容の部分を多少長くしたり細かくしたりというようなことは全く支障がないと思う。
 - 学際融合的なディシプリンで教育をするとすると学位名称もそれらを合わせたもの

にならざるを得ない。学科名称と養成すべき人材像とプログラムの内容と学位名称がある意味で整合性が取れてしまう。その部分に対して何らかの方向性を示さなければならない。

- 組織名称は多様化しても良いが、学位名称は本当に何を基本的に抑えたかを表すべき。
- 我々の課題の大元にあるのは大学教育の分野別質保証であり、分野別に学士課程の教育プログラムを充実することを基本として踏まえるべき。基本的には一つの纏まりのある分野を修めたということが表現できるような記載が望ましい。イギリスのベンチマークステートメントでも 70 程度しかないので精々100 程度の分野で済むのではないか。
- どこまでの範囲がディシプリンなのかについて提供しなければならない。各大学はそれぞれ新しいディシプリンだということで学位を付記していく。
- 学際融合的な分野も時間がたてば大体固まってきて次第に社会的に認知されるようになる、そうすればディシプリンと認識しても良いのではないか。最初はほとんどが違うディシプリンを併せているというのが実情である。
- 学位に付記する専攻分野の名称は必ずしも分野を表していないということだと、設置審査の際にどの分野とするのかについて誰が決めるのか。
- 大学側が一応申し出るが、必ずしもその通りにはならず、審議会の方でどの専門委員会で審査をするのかということを基本的には考える。また、複数またがるケースも当然あり、その場合は複数の専門委員会に審査をお願いする。最終的には審議会が決定し、分野は複数であっても構わない。
- 学際分野の学部を作るときには既存組織から教員を半分以上持ってくれば届出で済むという扱いをしている。文学部を持っている大学が文学と法学の学際を作ろうとするときには基本的には文学部の教員を半分以上持ってくれば良い。
- むしろ法学関係の先生方が半数変わらなければ法学関係に届出を変えても良いということになるのではないか。そうするとこの法学関係学部の中にもしかしたら文学関係の学位名称の卒業生が出ている可能性もあるのではないか。
- 新しくできた組織の半数以上がその既存の組織から来ていれば構わない。届出で設置できる。
- 例えば人文社会科学という学位を、学術会議の提言を受けて、文学と社会学に分けようとしたときに、届出でできるのかどうかの判断基準は、複数の分野にかかっている場合どうなるのか。
- 人文社会科学部は残して学位だけを変えるときには学位規程の変更のみ、学部を分けるときには設置認可にかかるが、通常は届出設置が可能。
- リーディング大学院の話では、学位の名称には研究分野で分けずにプログラムの趣旨に基づいて付記せよとの方針を出しているようだが、目的意識対象思考であって

学問分野でないということだが、文科省としてはどのようなスタンスに立っているのか。

- 基本的には学位名称はカリキュラムに基づいて学生は何ができるのかを示す能力証明のような形を考えていて、それが一つの文科省の行政的な流れとしてあって、ただリーディング大学院はその趣旨に賛同した大学だけにお問い合わせの範疇で学位名称についての方針を示したもの。全体のルールとしては我々の中でも学問や教育の自由というものが最高法規としてある中で、法的な枠組みの中ではどうしても縛ることはできない。しかし、例えば薬学部6年制を決めたときに、薬学に関する免許を取り扱う医学教育課から各大学に対して4年制は薬科学に、薬剤師になれる6年制は薬学に名称を分けるように通知を出している。免許の関係であれば例えば所管省庁の方からそのようなアプローチをすることは可能である。
- 国際教養や総合政策などは学際的なプログラムとしてかなり確立してきていると思う。たぶん国際教養は人文社会科学系がほとんど入っているが、基本的にはその科目領域はかなり国際的にも定まってきていると思う。そうした場合には国際教養という名称でも良いのだろう。それはリーディングユニバーシティのようなところである程度導いていくことはできるのではないかな。
- 現在、設置審査では学位の考え方について拠るべき基準が特にない。学術会議の方で考え方を示して頂くと、少なくとも指導レベルにはなと思うが、それに沿ってもう一度再考するようにアドバイスすることはできると思う。
- 大学の設立者は必ずしも善人ばかりではない。悲しいことだが、学部さえ作ってしまえば後は自由だということで、お金儲けに走ってしまう経営者も少なからずいる。大学は学生という人質を持っているから潰すことはそう簡単にできない。設置審査の書面は業者に作成させているので完全なのだが、実際は全く違う内容ということも多い、それを文科省に言ったところで止められない。大切なのは情報公開、それをしっかりやれば受験生もおかしいことに気づくことができる。受験生は夢を持って何百万と支払って入ってくる、実質的に質保証をしてあげないと本当に受験生や学生が可哀そうである、学術会議は行政と違ってかなり自由な形でもものが言えるから、報告書は自由な立場で書かせてもらいたい。残念ながら世の中は規制が無くなったら低い方へ動いてしまう。
- 学校教育法で大学とは何かについて記述があり、また設置基準では教育課程の編成方針について記述されているが、実際の設置審査の際にはその「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」という内容をどのような観点で、あるいは何か分野横断的に共通に注意したりすることはあるのか。
- 文科省からというのは無いが、設置審の委員会においては、あまりにも教養教育の内容が薄い場合は、意見を付すことがある。どのくらい必要かという基準は無く、相対的にシェアが小さい場合にはもう少し充実が必要という意見を提示して対応を

求めている。変な言い方になるが、審査委員の相場観で指摘しているというのが現実。

- 同じ分野であっても教養教育的なものは身に着けられるという考え方もある、例えば法学系であれば、それが教養教育なのか専門教育なのかというのはどちらも考えられる、それも設置審査の委員の判断で決めるのか。
- 見た目には教養教育への対応が薄く見えても、ご指摘のとおり専門の関連科目の中に教養教育的な要素を持ったものがこれだけ入っていると説明できれば、設置審査の委員からそれ以上意見を付すことはない。しかしほとんどの申請者は科目数の不足を認識し加えてくるのが通例。また、文科省の事務方は事務相談において教育内容の面についてはあまり意見を言わないが、書類の不備などそれ以外の外形的な面については助言している。
- 教養教育の単位を満たしているのかという予備審査をしてから専門委員会に送る必要があるのではないか。
- 大綱化以降の問題の一つは、方針として教養教育を重視するようなことを言っておきながら、実際は大学任せにしていること、法律などに書かれていることくらいは審査の時などにリマークするようなことを文科省としてはやって頂いた方が良い。
- 設置審査は審査をするところなので、どこかで基準となるものを決めてくれればそれに基づいて審査・指摘することができるが、それが無い以上はできないと言わざるを得ない。
- 設置審査は、基準からしてあまりにも特殊な例が出てくるといわれる内規や申し合わせのようなものを作って対応するという仕組みだが、大きな理念的な部分になってくるとなかなか共有されない。
- そこは我々学術会議と文科省である種の理念的な枠組みをつくっていくということではないか。大学は職業との繋がりは大事にしなくてはならないが、大学である以上はある一定の合理性の追求みたいなものがなくてはいけない。
- 国際的通用性を考えると、マーケットメカニズムが働くわけだから、今まで圧倒的に影響力を持ったのはやはりアメリカだった。アメリカがどう動くかでメジャーが変わってくる。一方、中国やインドも人口が圧倒的に多いから注意が必要。合理性、妥当性、国際的通用性を満たしかつ可能な限り柔軟に適応できてシンプルな仕組みを基本にして提案するということが望ましい、もちろん押し付けることはできない。
- 届出設置の基準を学位の分野とする改革は最近行われたと思うが、その時の経緯が分からない。元々学部の種類と書いてあったものを規制緩和の流れの中で届け出を認めるときになぜか学位に着目した。学部の種類ではなくて学位の分野にしたら何か届出が柔軟にできるなどのメリットがあるのか。
- 元々届出制度は無く、全部設置認可の手続きが必要だった。平成 16 年頃に届出設置制度ができたが、それまでに学部の種類を変えなければというのは無かったと思う。

なぜ学位に着目したのかというのはおそらく、学部の種類でも良かったと思うがどちらか選ぶときに、学位を出す組織体の教員が半数以上変わっていなければ合理的な責任は負えるだろうという発想から学位に着目したのだらうと思う。

- 学部は専門だけでなく教養の部分も含んでいるが、学位にしてしまった為に専門分野の事だけ考えればいいというような雰囲気が出てしまったのではないか。専門の教員たちが変わらなければコロコロと変えることができる。
- 今の設置審の教員審査は専任教員だけを審査しているので、過去とは全然違っている。過去は教養を担当する教員も全て審査していた。そういう意味では教養の部分のチェックは教員審査において抜け落ち気味になっていることは事実である。
- できれば今後の会議にも文科省の担当者に参加して欲しい。